**前回部会における主な指摘事項と対応について**

資料１－１

**＜実態把握＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な指摘事項 | 対応案 |
| 海岸漂着物処理推進法で、あらゆる主体の連携とモニタリングの実施がうたわれている。様々な主体が、共通の指標でもって回収されたごみを分析し、データを共有していくことが重要 | 実態把握にあたっては、データの比較可能性が重要であり、手法の共有化が欠かせないと考えています。また、採用する手法は、より公式なもの、広く利用されているものとします。（p32） |

**＜施策展開＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な指摘事項 | 対応案 |
| 計画を実行に移していくにあたっては、使用量と流出リスクに分けて考えて対策の実施可否や優先順位をつけていく必要がある | 実態把握を進め、とるべき対策を具体化するに当たっては、使用量や流出リスクといった観点も踏まえて施策効果の高いものを優先的に実施します。(p25) |
| 行政機関にしかできないこととして、必要に応じて規制条例を整備するということを実施すべき施策に加えてほしい。関係する産業界へのメッセージになる。 | 府の役割として、発生抑制のために必要な施策を実施することを位置づけ、陸域における散乱・流出の実態把握を進め、経路に応じた効果的な対策方法について関係者に情報提供を行うとともに、規制的な手法による施策について検討し、その結果を踏まえて、必要に応じて流出防止対策の義務付けなどを実施することとします。（p30～31） |
| 制度整備にあたっては、3Rのところが最も重要で、リデュースが最優先であることを強調し、そのために必要な施策を策定するといったことを記載してほしい。 |
| 府の役割として、海岸漂着物等の発生抑制を図るために必要な施策を策定し実施するという文言を加えるとよい |
| 海岸漂着物には流木なども含まれ、船の航行に支障を与えている。今、森林が非常に荒れており、森林整備といった視点も考慮してほしい。 | ご指摘の森林を含め、府民・事業者・行政が所有・管理する土地において、適切な流出防止が図られるよう考慮します。（p31） |

**＜役割分担・連携＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な指摘事項 | 対応案 |
| 港湾管理者が、船の航行に支障とならないために実施する漂流ごみの回収のように、違う目的で実施していることが、副次的に海岸漂着物対策になっていることがある。そういう情報を共有することも大きな連携 | 情報共有や施策連携を通じて、それぞれの立場で取組みを行うことにより、海岸漂着物対策という大きな課題の解決につながり、双方にとってメリットがあるということの理解促進、さらなる連携強化になるよう取組みます。（p25～26、p29） |
| 目標の進捗把握で、港湾管理者等の持つデータを把握する案となっているが、これを実施することが部局連携にもなり、違う目的で実施している施策がリンクするといったことが分かるように整理することで、連携促進や府民啓発にもつながる。 |
| 関西広域連合の仕組みがあるので、大阪府から上流の京都府や奈良県といった自治体に声をかけて一緒にやっていくことは強く進めてほしい。 | 関西広域連合や法に基づく協力の要請等により、関西全体の問題として連携して、目標の達成を目指します。（p29） |

**＜その他＞**

|  |  |
| --- | --- |
| 主な指摘事項 | 対応案 |
| 「豊かな大阪湾」の実現には、良好な水環境や生態系の保全等が含まれ、本地域計画の内容も、その実現のための様々な取組みの一環であることがわかるよう、「背景」または「はじめに」に記載してはどうか。 | 「はじめに」に記載します。（p2） |